

Title	公的部門における法律専門家（一）：その養成と役割の国際比較
Author(s)	高橋, 明男
Citation	阪大法学. 2013, 63(1), p. 211-214
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67923
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

公的部門における法律専門家（一）

——その養成と役割の国際比較——

高橋 明 男

平成一六年の法科大学院制度創設後、法科大学院修了者・司法試験合格者の数が蓄積して行く中で、法曹、特に弁護士に対する需要を喚起し、法科大学院修了者・司法試験合格者の就職先の開拓を進める必要があるという認識が幅広く共有されている⁽¹⁾。一方、社会の高度化、専門化、グローバル化が進む中で、公的部門においては、法学的素養と知識を備えつつ、行政の業務の専門性に対応して制度設計や法的対応を行いうる人材が求められつつある。これは、社会の高度化、専門化、グローバル化の流れの中で、行政改革、地方分権改革、司法制度改革を通じ、民間部門との法的関係が従来とは質的にも量的にも異なってきた公的部門が、漸増する行政訴訟への対応能力とともに、単なる立法技術・解釈技術にとどまらない、法的思考能力を持って政策形成・制度設計を行いうる新たな人材を求めていることの表れと見られよう。そのような情勢において、今後、公務員を始めとする公的部門に就職することを志望する司法試験合格者あるいは法科大学院修了者が増えることが予想され、他方において、公的部門においても、従来の学部卒業生、法学系大学院・公共政策大学院修了者に加えて、法科大学院修了者又は司法試験

合格者の採用が徐々に始まりつつある⁽²⁾。

それでは、法科大学院における法曹養成システムの中で、公的部門が求める人材を養成する仕組みが備わっているのかを考えてみると、法科大学院における法曹像は、裁判官・弁護士・検察官という従来の法曹三者を主として念頭に置いたものであって、法科大学院におけるカリキュラムもおおむねそれに即したものになっているのが現状である。カリキュラム全体が、訴訟実務への対応能力を身につけることに主眼を置いており、公的部門において求められる法律実務対応能力、特に政策法務能力や立法技術を身につけることはほとんど考慮していない。法科大学院進学者の中で、公的部門に就職することを志望する者が必ずしも多くないことは、このような事情と無関係ではないであろう。現状においては、上記のような公的部門が求める人材と法科大学院が養成する人材の間には、ミスマッチがあると言わざるを得ない。

もともと、公的部門が求める人材を従来の高等教育機関である法学部や法学系大学院・公共政策大学院が適切に養成し得ているかどうかを検証する必要がある。法科大学院制度において、行政法を基本科目として学んだ法曹が続々と生まれてきたことから、行政訴訟が提起されやすい環境が整えられつつあり、公的部門においても訴訟リスクに備えた法律実務への需要が増してきている。従来の公的部門における法律知識の修得は、基本的に、主として法学部卒の公務員が必要に応じて研修を受けながら、OJTによって身につけていくことによって行われてきたが、このような研修によって、今後、ますます増大する訴訟リスクに備えた法律実務が習得されるかどうかは明らかではない。このことは、財政事情の逼迫が続く中で、公的部門の人員配置も、正規職員の減少など、余裕のないものになりつつあり、いわゆる即戦力の人材が求められる傾向が強くなる中では、一層問題となり得よう。他方で、上述したように、公的部門において求められる法的思考能力は、訴訟リスクに備えた法律実務への対処能力に限ら

れるのではなく、政策形成・制度設計能力も含まれる。この意味における政策立案能力の習得は、特に、公共政策大学院が目指すところと重なっているが、現状の公共政策大学院のカリキュラムにおいて、十分な法的思考能力が習得可能かどうかは、明らかではない。

このようなことを考慮すると、社会の高度化・専門化・グローバル化に対応しつつ、法的思考能力を備えて立案・政策案の起案と運用にあたることができる人材の養成は、むしろ、法学部、法学系大学院、公共政策大学院、法科大学院が、競争的に協力しつつ行っていくことが必要なのではないかと思われる。

それでは、公的部門が求める人材の養成を行っていくために、法学部・法学系大学院・法科大学院のカリキュラムにおいて、どのような要素が必要になるだろうか。この点に関して、実務と理論の架橋を目指している法科大学院において広く採用されている実務修習（エクスターンシップ）に着目することができよう。⁽³⁾ 筆者は、官庁・自治体等における実務修習が、法科大学院のカリキュラムの中に組み込まれる必要があると考え、⁽⁴⁾ 平成二二～二四年度科学研究費補助金基盤研究（B）「諸外国の法曹養成と官庁・自治体実務修習の関連づけの調査と法科大学院への応用可能性」において、研究分担者と共に共同研究を行ってこの問題に取り組むこととした。具体的には、官庁・自治体等の実務修習を組み込む場合のあり方と課題を探求するため、諸外国（アメリカ、ドイツ、フランス）の法曹養成システムにおいて、官庁・自治体等の実務修習がどのように関連づけられているかを、法曹の捉え方、大学教育と実務教育の関連づけも含めて調査し、合わせて、わが国の官庁・自治体における実務修習の受け入れ状況を対照調査して、日本の法科大学院・法学部・法学系大学院における公的部門の実務修習の制度設計にあたっての問題点を検討した。その成果として、平成二四年一月八日に、国内外の研究者を招いた国際シンポジウム「公的部門における法律専門家——その養成と役割の国際比較——」を開催した。

以下に掲載する論考は、このシンポジウムにおいてなされた報告の一つであり、アメリカの代表的なロースクールであるアメリカン大学ロースクールにおいて、長年行政法を担当してきているジェフリー・ラバーズ教授によるアメリカにおける状況の紹介である。

アメリカにおける法曹養成システム（ロースクール）は、わが国と異なり、法学部の存在を予定したものではないが、ロースクールを修了し司法試験に合格した法曹が、法曹三者に限られず、企業内法律専門家あるいは公的部門における法律専門家として、幅広く活躍しているところに特徴がある。そのようなシステムにおいて、公的部門における法律専門家の役割はどのようなものなのか、また、ロースクールのカリキュラムにおいて、公的部門への就職志望にどのような対応がなされているのかは、わが国の法律系高等教育機関のカリキュラム設計にあたって、大いに参考になるものであろう。共同研究の成果の第一回目の公表論文とする次第である。なお、ラバーズ教授の論考の翻訳は、共同研究者の一人である同志社大学法学部の佐伯彰洋教授のお手を煩わせることとなった。この場を借りて謝意を表したい。

(1) たとえば、筆者が研究分担者として参加した平成一七―二〇年度科学研究費補助金基盤研究(A)「法曹の新職域グランドデザイン構築」(研究代表者 三成賢次 報告書において示されている)。

(2) 法科大学院生を対象とした霞ヶ関法科大学院生インターンシップが平成二二年度から行われ、平成二四年度から国家公務員総合職試験に法務区分が司法試験合格者を対象として設けられている。

(3) 平成二四年二月一日に早稲田大学において、エクスターンシップに関するシンポジウム「法科大学院と実務現場を繋ぐ」が開催され、筆者も「法曹養成と公的部門における法律専門家―国際比較―」というテーマで報告を行った。

(4) 高橋明男「官庁・自治体における弁護士役割―その機能条件の検討―」前掲・注(一)所収

※本シリーズは、平成二二―二四年度科学研究費補助金基盤研究(B)「諸外国の法曹養成と官庁・自治体実務修習の関連づけの調査と法科大学院への応用可能性」(研究代表者 高橋明男)の成果である。